

埼玉県高等学校教育課程編成要領

教育課程一般編

平成22年9月

埼玉県教育委員会

埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編目次

第1章	教育課程編成の一般方針	1
第1	教育課程編成の原則	1
第2	教育課程編成の基本方針	1
第2章	教育課程の編成	2
第1	各教科・科目及び単位数	2
1	卒業までに履修させる単位数等	
2	各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間の標準単位数	
3	主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数	
4	学校設定科目	
5	学校設定教科	
第2	各教科・科目の履修	5
1	各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間	
2	専門学科における各教科・科目の履修	
3	総合学科における各教科・科目の履修	
第3	各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等	5
1	全日制の課程における授業時数等	
2	定時制の課程における授業時数	
3	各教科・科目等の授業時数と1単位時間等	
4	ホームルーム活動の授業時数等	
5	生徒会活動及び学校行事の授業時数	
6	総合的な学習の時間の履修単位数	
第4	単位の修得及び卒業の認定	6
1	各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定	
2	卒業までに修得させる単位数	
3	各学年の課程の修了の認定	
4	単位の修得に関する特例	
5	留学の扱い	
6	海外から帰国した生徒及び海外からの編入学生の扱い	
第3章	教育課程編成上の配慮すべき事項	7
第1	各教科・科目の選択	7
第2	類型・コースと各教科・科目の履修	7
第3	各教科・科目等の内容等の取扱い	7
1	各教科・科目及び特別活動の目標や内容の取扱い	
2	指導順序の工夫	
3	学期の区分に応じた分割指導	
4	内容の適切な選択	
第4	指導計画の作成と配慮事項	8
1	指導計画の作成に当たっての基本的な考え方	
2	各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導	
3	指導内容のまとめ方及び重点の置き方の工夫	
4	義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫	
5	道徳教育の全体計画の作成	
第5	職業教育に関する配慮事項	8
1	普通科における職業教育	
2	職業教育を主とする専門学科での職業教育	

3	就業体験の機会の確保	
4	職業に関する各教科・科目についての留意点	
第6	専門学科における配慮事項	9
第7	総合学科における配慮事項	9
第8	就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導	9
第4章	教育課程実施上の配慮すべき事項	9
第1	言語活動の充実	9
第2	ガイダンスの機能の充実	10
第3	生徒指導の充実	10
第4	進路指導の充実	10
第5	見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視	10
第6	指導体制の確立及び個に応じた指導の充実	10
1	指導体制の確立	
2	個に応じた指導の充実	
第7	学習の遅れがちな生徒の指導	11
第8	障害のある生徒などの指導	11
第9	海外から帰国した生徒などの指導	11
第10	情報手段と教材・教具の適切な活用	11
第11	学校図書館の機能の活用	11
第12	評価と指導の改善	11
第13	家庭や地域社会との連携の推進	12
第14	部活動と教育課程との関連	12
第5章	通信制の課程における教育課程	12
第1	通信制の課程における教育課程	12
1	通信制の課程における教育課程	
2	添削指導の回数及び面接指導の単位時間数	
3	総合的な学習の時間の添削指導の回数等	
4	面接指導の授業の1単位時間	
5	ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除	
6	特別活動の指導時間数	
第2	修業年限、教育方法	13
1	修業年限	
2	教育方法	
第3	技能連携	13
第6章	単位制による課程の教育課程	14
第1	単位制による課程の教育課程	14
第2	教育課程編成に当たっての配慮事項	14
第7章	中等教育学校等における教育課程の基準	14
第1	中高一貫教育のねらいと実施形態、制度	14
1	中高一貫教育のねらい	
2	中高一貫教育の実施形態	
3	中高一貫教育の制度	
第2	中等教育学校等の教育課程の基準	15
資料	埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会報告	16

第1章 教育課程編成の一般方針

第1 教育課程編成の原則

各学校においては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法その他の関係法令並びに高等学校学習指導要領及び埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編に示すところに従い、適切な教育課程を編成し、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

教育課程の編成に当たっては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮することが必要である。

学校の教育活動を進めるに当たっては、生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するものとする。その中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実させるとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第2 教育課程編成の基本方針

教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し「生きる力」を培うことを基本的なねらいとする。また、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという共通性と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という多様性とのバランスに配慮して、次に示す基本方針を踏まえて教育課程を編成しなければならない。

1 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること

変化の激しい、いわゆる「知識基盤社会^{*}」の時代において「生きる力」をはぐくむことは、ますます重要となっている。その際、生徒の発達の段階を考慮しつつ、「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指すことが重要である。また、教育基本法に示された教育の理念として、新た

に、公共の精神を尊び、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことを踏まえ、未来をひらく主体性のある日本人を育成することが重要である。

2 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科においては、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述などの知識・技能の活用を図る学習活動を充実させる必要がある。総合的な学習の時間等、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習活動においては、各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより、思考力、判断力、表現力その他の能力を育成することが大切である。

3 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

豊かな心や健やかな体を育成するためには、家庭や地域の実態を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実に努めることが重要である。道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行うための全体計画を作成するとともに、公民科や特別活動等において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実を図る必要がある。特に道徳実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のない、よりよい社会を実現しようとする態度を養うことが大切である。

また、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成し、体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導の充実を図ることが重要である。

※ 平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であると定義している。

第2章 教育課程の編成

第1 各教科・科目及び単位数

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。その際、卒業までに履修させる各教科に属する科目の単位数及び総合的な学習の時間の単位数の計は74単位以上とするものとする。

(「各教科に属する科目」は、以下「各教科・科目」という。)

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間の標準単位数

各学校においては、高等学校学習指導要領第1章第2款2によって定める各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について、適切に定めるものとする。

(「各学科に共通する各教科・科目」は、以下「共通教科・科目」という。)

3 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数

主として専門学科(専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目(以下「専門教科・科目」という。)及び標準単位数は次の表のとおりとする。各学校においては、この表を踏まえ、主として専門教科・科目及びその単位数を適切に定めるものとする。

(1) 農業

科 目	標準単位数
農業と環境	2～6
課題研究	2～6
総合実習	2～8
農業情報処理	2～6
作物	2～8
野菜	2～8
果樹	2～8
草花	2～8
畜産	2～12
農業経営	2～6
農業機械	2～6
食品製造	2～8
食品化学	2～8
微生物利用	2～6
植物バイオテクノロジー	2～6
動物バイオテクノロジー	2～6

農業経済	2～6
食品流通	2～6
森林科学	2～8
森林経営	2～8
林産物利用	2～8
農業土木設計	2～8
農業土木施工	2～6
水循環	2～6
造園計画	2～10
造園技術	2～6
環境緑化材料	2～6
測量	2～8
生物活用	2～5
グリーンライフ	2～6

(2) 工業

科 目	標準単位数
工業技術基礎	2～4
課題研究	2～4
実習	2～12
製 図	2～8
工業数理基礎	2～4
情報技術基礎	2～4
材料技術基礎	2～4
生産システム技術	2～6
工業技術英語	2～4
工業管理技術	2～8
環境工学基礎	2～4
機械工作	2～8
機械設計	2～8
原動機	2～4
電子機械	2～6
電子機械応用	2～4
自動車工学	2～8
自動車整備	2～8
電気基礎	2～6
電気機器	2～4
電力技術	2～6
電子技術	2～6
電子回路	2～6
電子計測制御	2～6
通信技術	2～6
電子情報技術	2～4
プログラミング技術	2～6
ハードウェア技術	2～10
ソフトウェア技術	2～6

コンピュータシステム技術	2～8
建築構造	2～6
建築計画	2～8
建築構造設計	2～7
建築施工	2～5
建築法規	2～4
設備計画	2～6
空気調和設備	2～8
衛生・防災設備	2～8
測 量	2～6
土木基礎力学	2～8
土木構造設計	2～4
土木施工	2～6
社会基盤工学	2～4
工業化学	2～8
化学工学	2～6
地球環境化学	2～6
材料製造技術	2～6
工業材料	2～6
材料加工	2～6
セラミック化学	2～6
セラミック技術	2～6
セラミック工業	2～6
繊維製品	2～6
繊維・染色技術	2～6
染織デザイン	2～6
インテリア計画	2～6
インテリア装備	2～6
インテリアエレメント生産	2～6
デザイン技術	2～6
デザイン材料	2～4
デザイン史	2～4

(3) 商業

科 目	標準単位数
ビジネス基礎	2～4
課題研究	2～4
総合実践	2～4
ビジネス実務	2～4
マーケティング	2～4
商品開発	2～4
広告と販売促進	2～4
ビジネス経済	2～4
ビジネス経済応用	2～4
経済活動と法	2～4
簿 記	2～4
財務会計Ⅰ	2～4
財務会計Ⅱ	2～4
原価計算	2～4

管理会計	2～4
情報処理	2～4
ビジネス情報	2～4
電子商取引	2～4
プログラミング	2～4
ビジネス情報管理	2～4

(4) 家庭

科 目	標準単位数
生活産業基礎	2
課題研究	2～4
生活産業情報	2～4
消費生活	2～4
子どもの発達と保育	2～6
子ども文化	2～4
生活と福祉	2～6
リビングデザイン	2～6
服飾文化	2～4
ファッション造形基礎	2～4
ファッション造形	2～12
ファッションデザイン	2～14
服飾手芸	2～4
フードデザイン	2～6
食文化	1～2
調 理	2～14
栄 養	2～3
食 品	2
食品衛生	4
公衆衛生	4

(5) 看護

科 目	標準単位数
基礎看護	6～10
人体と看護	4～8
疾病と看護	3～7
生活と看護	2～7
成人看護	2～6
老年看護	2～4
精神看護	2～4
在宅看護	2～4
母性看護	2～4
小児看護	2～4
看護の統合と実践	2～4
看護臨地実習	10～21
看護情報活用	2～4

※5年一貫校における標準単位数は、別途定める。

(6) 情報

科 目	標準単位数
情報産業と社会	2～4
課題研究	2～4
情報の表現と管理	2～4
情報と問題解決	2～4
情報テクノロジー	2～4
アルゴリズムとプログラム	2～6
ネットワークシステム	2～6
データベース	2～6
情報システム実習	4～8
情報メディア	2～6
情報デザイン	2～6
表現メディアの編集と表現	2～6
情報コンテンツ実習	4～8

(7) 福祉

科 目	標準単位数
社会福祉基礎	2～6
介護福祉基礎	2～6
コミュニケーション技術	2～4
生活支援技術	4～12
介護過程	2～6
介護総合演習	2～6
介護実習	4～16
こころとからだの理解	2～12
福祉情報活用	2～4

(8) 理数

科 目	標準単位数
理数数学Ⅰ	5～7
理数数学Ⅱ	7～9
理数数学特論	4～6
理数物理	6～8
理数化学	6～8
理数生物	6～8
理数地学	6～8
課題研究	1～2

(9) 体育

科 目	標準単位数
スポーツ概論	3～6
スポーツⅠ	2～12
スポーツⅡ	2～12
スポーツⅢ	2～12
スポーツⅣ	2～12
スポーツⅤ	3～6
スポーツⅥ	3～6
スポーツ総合演習	3～6

(10) 音楽

科 目	標準単位数
音楽理論	3～6
音楽史	2～6
演奏研究	2～6
ソルフェージュ	3～8
声 楽	3～18
器 楽	3～21
作 曲	2～6
鑑賞研究	2～6

(11) 美術

科 目	標準単位数
美術概論	2～4
美術史	2～6
素 描	2～10
構 成	2～8
絵 画	2～10
版 画	2～8
彫 刻	2～10
ビジュアルデザイン	2～10
クラフトデザイン	2～10
情報メディアデザイン	2～8
映像表現	2～8
環境造形	2～8
鑑賞研究	2～8

(12) 英語

科 目	標準単位数
総合英語	2～12
英語理解	2～6
英語表現	2～7
異文化理解	2～6
時事英語	2～6

4 学校設定科目

各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、高等学校学習指導要領第1章第2款2及び3に示された教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目が属する教科の目標に基づき定めるものとする。

5 学校設定教科

各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、高等学校学習指導要領第1章第2款2及び3に

示された教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮して定めるものとする。

また、学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。その際、この科目の目標、内容、単位数等を各学校で定めるに当たっては、次の事項に関して指導することに配慮する。

- (1) 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- (2) 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- (3) 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第2 各教科・科目の履修

1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

- (1) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、高等学校学習指導要領第1章第2款2に示された標準単位数の下限を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位のものを除く）については、その単位数の一部を減ずることができる。なお、標準単位数の変更については、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の別の定めによるものとする。

ア 国語のうち「国語総合」

イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」

エ 数学のうち「数学Ⅰ」

オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」

キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

ク 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）

ケ 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目

コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

- (2) 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、標準単位数の下限（3単位）を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか、高等学校学習指導要領第1章第3款2によるものとする。

ただし、「専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること」については、事前に埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議するものとする。

3 総合学科における各教科・科目の履修

総合学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか、高等学校学習指導要領第1章第3款3によるものとする。

ただし、総合選択科目群の設定については、事前に県教育委員会と協議するものとする。

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

1 全日制の課程における授業時数等

- (1) 年間授業時数

各学校においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は年間35週行うことを標準として計画するものとする。ただし、必要がある場合には、各教科・科目の目標を達成するための授業時数を確保することに留意した上で、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業を設定する場合を含む。）に行うことができるものとする。

- (2) 週当たり授業時数

各学校における週当たりの授業時数は30単位時間を

標準とする。ただし、必要がある場合には、学校の実態に応じてこれを増加することができるものとする。標準の範囲については教育長が別に定める。

2 定時制の課程における授業時数

定時制の課程における年間授業時数、週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況や地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

各学校における週当たりの授業時数は、20単位時間を標準とする。標準の範囲については、教育長が別に定める。

3 各教科・科目等の授業時数と1単位時間等

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間を1単位として計算することを標準とする。各学校においては、各教科・科目等の授業時間を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、それぞれの1単位時間を適切に定めるものとする。

なお、10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができるものとする。

4 ホームルーム活動の授業時数等

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。各学校では、すべての生徒に、各年次において毎週履修させるよう、指導計画を立てるものとする。

ただし、定時制の課程において、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別な事情があると判断される場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減ずることができる。

5 生徒会活動及び学校行事の授業時数

生徒会活動及び学校行事の授業時数については、学校の実態に応じて、それぞれの活動内容に即した計画的な教育活動が行えるよう、適切な授業時数を充てるものとする。

6 総合的な学習の時間の履修単位数

(1) 標準の履修単位数

総合的な学習の時間については、各学校において、卒業までに3～6単位を標準として、学校や生徒の実態に応じて適切に配当するものとする。

ただし、特に必要がある場合には、各教科・科目の学習活動の実施が、総合的な学習の時間の目標、実施内容等と照合し十分その成果が期待できるときは、卒業までに必要な履修単位数を2単位とすることができる。

(2) 総合的な学習の時間の履修の特例

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な

学習の時間における学習の履修により、農業、工業、商業、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」の履修と同様の成果が期待できる場合に、総合的な学習の時間の履修をもって、これらの履修の一部又は全部に替えることができる。

ただし、総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必履修単位数に含めることはできない。

また、農業、工業、商業、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、これらの履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

第4 単位の修得及び卒業の認定

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

各学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科・科目及び総合的な学習の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる場合には、校長は単位の修得を認定しなければならない。

なお、2以上の年次にわたって各教科・科目及び総合的な学習の時間を分割履修した場合には、各年次ごとに単位の修得を認定することを原則とする。

また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことができる。なお、その場合には、それぞれの学期ごとに単位認定に必要な授業時数が配分されるよう配慮するものとする。

2 卒業までに修得させる単位数

各学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目の修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

各学校においては、単位制が併用されていることを踏まえ、履修と修得の差を設けるなど、各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮するものとする。

4 単位の修得に関する特例

(1) 学校外における学修の単位認定

各学校においては、学校間連携、大学、高等専門学

校又は専修学校等における学修、技能審査の成果及びボランティア活動等の学校外の学修については、その学習の成果が十分と認められる場合、単位認定を行い、合わせて36単位までを卒業に必要な単位数に含めることができる。なお、細部については、教育長が別に定める。

(2) 職業に関する各教科・科目の単位修得の特例
ア 就業体験による実習の代替

職業に関する各教科・科目については、第3章第5の4の(1)に示したとおり、あらかじめ計画された就業体験をもって、実習に替えることができる。

イ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程においては第3章第5の4の(3)に示したとおり、実務等による職業科目の履修の一部代替を行うことができる。なお、細部については、教育長が別に定める。

(3) 高等学校卒業程度認定試験等の合格科目に係る学修の単位認定

全日制、定時制及び通信制の課程に在学する生徒が、入学以前又は在学中に、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより、その受験科目について合格点を得た場合、及び、高等学校卒

業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより、その受験科目について合格点を得た場合には、それに相当する高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなすことができる。

5 留学の扱い

留学を許可された者が、外国の高等学校において、1学年相当以上履修した場合、校長は、これを在籍する高等学校において履修したものとみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

この認定をもって、在籍する高等学校における学年の課程の修了又は卒業に必要な単位を修得したものとみなすものとする。なお、細部については、教育長が別に定める。

6 海外から帰国した生徒及び海外からの編入学生の扱い

海外から帰国した生徒及び海外からの編入学生に対しては、その教育課程について特別な編成を行うなど、教育上の支障がないよう配慮する。

また、特別な必要があり、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了及び卒業の認定を行うことができる。

ただし、卒業の認定については、高等学校の修業年限に従い適切に行うものとする。

第3章 教育課程編成上の配慮すべき事項

第1 各教科・科目の選択

各学校は、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育を充実させるため、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成する必要がある。その際、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるように、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるよう配慮するものとする。

第2 類型・コースと各教科・科目の履修

生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型・コースを設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられるが、類型・コースにおける各教科・科目の配列に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要

である。当該コースに関する各教科・科目の履修単位数は、卒業までに原則として20～25単位程度とし、第1学年から履修させるものとする。

なお、類型・コースの設置に当たっては、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けることが望ましい。

第3 各教科・科目等の内容等の取扱い

1 各教科・科目及び特別活動の目標や内容の取扱い

各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、生徒の実態に応じ、高等学校学習指導要領第2章以下に示していない事項を付加して指導することができる。その場合には、各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒への負担が過重になったりしないよう配慮し、高等学校学習指導要領に示されている内容をまず十分に理解させた上で、それらに関連のある事項を付け加えて指導するものとする。

2 指導順序の工夫

各学校においては、指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するととも

に、教科書との関連も考慮して、特に示された場合を除き、指導の順序に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導計画を作成することが必要である。

3 学期の区分に応じた分割指導

各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動については、あらかじめ計画して、学期の区分に応じ単位ごとに分割して指導することができる。

4 内容の適切な選択

特に必要がある場合は、各教科・科目の内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について留意し、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分に配慮することが大切である。

第4 指導計画の作成と配慮事項

1 指導計画の作成に当たっての基本的な考え方

各学校が教育課程を編成し、実施するに当たっては、各教科・科目等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な指導計画を作成しなければならない。指導計画を作成するに当たっては、学校の教育目標を踏まえ、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性等を考慮して、全体として調和のとれた具体的な指導計画となるよう配慮しなければならない。

2 各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導

学校において、指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の相互の関連を図り、各教科・科目等の間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが重要である。また、各教科・科目等の目標や指導内容についての発展性、系統性を研究し、指導の時期、順序、方法等について検討を行った上で、これらを総合した系統化、組織化の観点からの指導ができるようにする必要がある。

3 指導内容のまとめ方及び重点の置き方の工夫

学校において、指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが必要である。また、各教科・科目の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸ばしたり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画を作成する必要がある。

その際、埼玉県高等学校教育課程編成要領各教科・総合的な学習の時間・特別活動資料編を十分活用し、学校の教育目標を達成するための効果的な指導ができ

るよう、全教職員の緊密な連携協力のもとに、学校の創意工夫を生かすことが大切である。

4 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容の確実な定着が前提である。学校や生徒の実態に応じ必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の定着を図るための学習機会を設けたり、必修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当したり、学校設定科目等を活用したりするなどの工夫をすることが必要である。

5 道徳教育の全体計画の作成

各学校は、道徳教育を進めるに当たり、学校の設定する道徳教育の基本方針を具体化するための道徳教育の全体計画を作成しなければならない。その作成に当たっては、理念だけに終わることのないように全教師の参加と協力のもと、具体的な取組を明確にし、共通理解を図る必要がある。内容については、学校における道徳教育の基本方針や重点目標が明示されるとともに、学校として特に工夫し留意すべき事項、各教育活動における協力・指導体制と役割分担、家庭や地域社会との連携の方策などについて総合的に示すものでなければならない。

第5 職業教育に関する配慮事項

1 普通科における職業教育

普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

なお、その場合、指導教員や施設・設備等についても十分に配慮するものとする。

2 職業教育を主とする専門学科での職業教育

(1) 実験・実習に相当する授業時数の確保

職業に関する各教科・科目については、実験・実習をはじめとする実際の・体験的な学習を一層重視し、これに相当する授業時数を十分確保するようにすること。

(2) 生徒の実態に応じた配慮

生徒の能力・適性等を十分考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目

を重点的に選択して履修させ、その内容の取扱いについては基礎的・基本的な事項が確実に身に付くようにすること。

3 就業体験の機会の確保

各学校では、キャリア教育を推進するため、普通科を含めてどの学科においても、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮して、生徒が関係の各教科・科目、特別活動又は総合的な学習の時間において、長期間の実習を取り入れるなどの就業体験を行うとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得られるように配慮すること。

4 職業に関する各教科・科目についての留意点

(1) 就業体験による実習の代替

職業に関する各教科・科目については就業体験をもって実習に替えることができる。

なお、この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画される必要がある。

(2) ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ等

家庭及び農業に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブ等の活動を活用して学習の効果を上げることが望ましい。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

(3) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、その各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもって、その各教科・科目の履修の一部に

替えることができる。

第6 専門学科における配慮事項

専門学科においては、学科の目標、生徒の特性等及び地域や学校の実態を考慮して、必要な各教科・科目を重点的に選択するとともに、専門科目相互の関連や専門科目と共通教科・科目との関連を十分考慮して、学習が系統的、発展的に進められるよう、適切な教育課程を編成することが大切である。

第7 総合学科における配慮事項

総合学科は、共通教科・科目及び専門教科・科目を選択して履修することを旨とし、普通科、専門学科に並ぶ学科として設けられたものである。総合学科においては、単位制による課程とすることを原則としていることを踏まえ、幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行なうことができるよう、適切な教育課程を編成する必要がある。

第8 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養等に資するものである。したがって、各学校においては、地域や学校の実態に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習を学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。

第4章 教育課程実施上の配慮すべき事項

第1 言語活動の充実

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する関心や理解を深め、言語に対する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実する必要がある。

そのため、各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとに

レポートを作成したり、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述したりするなど、各教科の知識・技能を活用する学習活動を行い、それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。

各学校においては、生徒の言語活動がより適切に行われるようにするため、学校生活全体における言語環境を十分に整えるとともに、あらゆる教育活動の中で、生徒の言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語

能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。

第2 ガイダンスの機能の充実

個々の生徒のもつ能力を最大限に発達させるためには、個々の生徒の特性等を的確にとらえ、その伸長・発達のために、高等学校教育の教育活動全体を通じて、適切な指導・援助を行う必要がある。

ここでいうガイダンスの機能とは、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方にかかわって生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、体験活動、相談活動などを学校として進めていくことを指している。それは、学習活動、生徒指導など学校教育活動の様々な場面で発揮される機能である。

各学校においては、生徒が自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目等を履修できるようにするとともに、類型が設けられている場合には、適切な類型を選択できるように指導・援助することが重要である。また、学校やホームルームの生活に十分適応できるよう指導・援助することや、社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路を選択したり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助することも大切である。

このため、各学校においては、教育活動全体を通じてガイダンスの機能の充実に計画的・組織的に取り組むことが重要である。

第3 生徒指導の充実

生徒指導は、すべての生徒の人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものである。したがって、教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行われなければならないものである。各学校においては、生徒が人間としての在り方生き方について主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の一層の充実を図っていくことが必要である。

このためには、一人一人の生徒の特性等を多面的・総合的・共感的に理解し、教師と生徒との信頼関係を築くとともに、生徒相互の好ましい人間関係を育てるよう努めることが大切である。また、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にするなど、生徒の健全育成を広い視野から考える、開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

第4 進路指導の充実

進路指導においては、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会とのかかわりについて深く考え、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助することが重要である。

進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、進路指導主事を中心にホームルーム担任をはじめ学校全体の教師が相互に密接な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。また、家庭や地域社会、関係機関との連携についても十分配慮することが必要である。

指導に当たっては、生徒が自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目を選択できるよう、ガイダンスの機能の充実に図るとともにキャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成等を図る観点から、就業体験の機会の確保にも配慮することが必要である。

第5 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

生徒の学習意欲の向上を図るためには、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れることが必要である。

具体的には、例えば、授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。

第6 指導体制の確立及び個に応じた指導の充実

1 指導体制の確立

高等学校では、課程、学科が様々で、生徒の特性、進路等に対応するための類型・コースや選択教科・科目の配当等が多様である。また、学校によって、その環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっている。

したがって、各学校では、それらに応じて最も効果的な指導体制を確立し、校長のリーダーシップの下に教師間の連携協力を密にし、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。

2 個に応じた指導の充実

生徒の特性、進路等の多様化に対応して生徒一人一

人の個性を生かす教育の充実を図るために、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

そのための取組として、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、繰り返し学習させる指導、ティーム・ティーチングなどの教師の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成などが考えられる。

また、その他にも、コンピュータ等の教育機器の活用、課題学習の工夫など、学校や生徒の実態及び指導の場面に応じ、適切に対応していく必要がある。

第7 学習の遅れがちな生徒の指導

各学校においては、学習の遅れがちな生徒の指導に当たり、学習内容の習熟の程度、学習の遅れがちな原因などの実態を十分に把握することが必要である。また、各教科・科目等の選択、その内容の取扱い等について必要な配慮を行うとともに、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど、基礎的・基本的な学習内容が定着するための指導内容や指導方法を工夫することも必要である。

第8 障害のある生徒などの指導

障害のある生徒の指導に当たっては、個々の生徒の障害の種類と程度等を、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ家庭、専門医等との連携を密にしながらかの確に把握しておく必要がある。

その上で、一人一人の能力や適性等の伸張を図るため、指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の実態に即して指導することが大切である。各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加えるとともに、指導内容・指導方法の工夫を計画的・組織的に検討し、きめ細かな指導を適切に行うことが必要である。

第9 海外から帰国した生徒などの指導

海外から帰国した生徒や外国人生徒の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けているが、一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。

このため、これらの生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を本人の各教科・科目等の学習や他の生徒の学習に生かすなど適切な指導を行い、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

第10 情報手段と教材・教具の適切な活用

社会の情報化が進展していく中で、生徒が情報を主体的に活用できるようにするとともに、情報及び情報手段の特性などを科学的に理解することや情報モラルを身に付けることが一層重要となっている。

このため、共通教科「情報」をはじめ、各教科・科目等において、情報・通信化の進展に伴う法の理解と遵守を含め、実践的かつ主体的に対応できる能力と態度や情報・通信に対する的確な判断力を育成する学習活動を充実させることが必要である。

なお、その際は、他者への影響を考え、人権、知的財産権など、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つ態度を育成することや、危機回避など情報を正しく安全に利用できるようにすること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解させることが大切である。

また、各教科・科目等の特質、学習内容、学習の形態、生徒の実態等に応じて、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが必要である。

第11 学校図書館の機能の活用

学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を果たすとともに、生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められている。

したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の主体的、自律的な学習活動や読書活動を推進することが必要である。

このような観点に立って、各教科・科目等において、学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。

第12 評価と指導の改善

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ると

ともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成し、学習意欲を高める指導を行うためには、評価の在り方は極めて重要である。

学習指導における評価においては、指導の成果だけではなく、指導の過程を一層重視する必要がある、生徒の学習意欲の向上に生かすようにすることが大切である。その際、他者との比較ではなく、生徒一人一人がもつよい点や可能性など多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。

評価については、指導の改善に生かすという視点を一層重視することが大切であり、評価を通じて、教師が自らの指導を振り返り、より効果的な指導が行えるよう、指導の在り方について工夫改善を図っていくことが必要である。

第13 家庭や地域社会との連携の推進

各学校は、その目的を達成するため、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭や地域社会との連携を深めた学校づくりを進めていく必要がある。そのため、教育活動の計画や実施の場面では、生徒にとって大切な学習の場である地域の人

的・物的環境を一層活用していくことが必要である。また、地域に開かれた学校づくりを進めるためにも、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明し、理解や協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、学校の教育活動に生かしたりすることが大切である。

また、生徒の人間関係や経験を広げ、学校生活をより豊かにするために、高等学校間はもとより、小・中学校、特別支援学校及び大学等との連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設ける必要がある。

第14 部活動と教育課程との関連

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。その際、地域や学校の実態に応じ、保護者・地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携を図るなどの運営上の工夫に留意する必要がある。

第5章 通信制の課程における教育課程

第1 通信制の課程における教育課程

1 通信制の課程における教育課程

通信制の課程については、様々な事情で毎日通学することが困難な生徒の学習の場を確保する上で重要な役割を果たしている。また、生涯学習の観点から高齢者を含む社会人の学習機会として通信教育の果たす役割は大きい。したがって、高等学校教育の機会に対する多様な要請に応えられるよう、高等学校学習指導要領の趣旨を踏まえて、通信制の課程の教育課程の編成・実施を行うことが必要である。

なお、通信制の課程の教育課程は、高等学校学習指導要領第1章総則の第1款から第6款までの適用を受けるものであるが、通信制の課程の教育方法が全日制及び定時制の課程と異なるため、次の事項については適用を受けない。

- (1) 第1章第4款「各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等」
- (2) 第1章第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」のうち、「1 選択履修の趣旨を生

かした適切な教育課程の編成」の教育課程の類型を設けることに関する内容

- (3) 第1章第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」のうち、「4 職業教育に関して配慮すべき事項」の(4)のア及びイに示す内容

2 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

添削指導、面接指導は、全日制及び定時制の課程における授業に相当するものであり、通信制の課程における教育の基幹的な部分である。

- (1) 添削指導、面接指導は通信制の課程で行う教育の中心であり、また、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ないことから、それぞれの回数、単位時間数は十分に確保する必要がある。なお、1単位についての標準回数及び単位時間数は次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|---------|------------|
| ア 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 | 添削指導 3回 | 面接指導 1単位時間 |
| イ 理科に属する科目 | 添削指導 3回 | 面接指導 4単位時間 |
| ウ 保健体育に属する科目のうち「体育」 | | |

- 添削指導 1回 面接指導 5単位時間
- エ 保健体育に属する科目のうち「保健」
- 添削指導 3回 面接指導 1単位時間
- オ 芸術及び外国語に属する科目
- 添削指導 3回 面接指導 4単位時間
- カ 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目
- 添削指導 各教科・科目の必要に応じて2～3回
- 面接指導 各教科・科目の必要に応じて2～8単位時間

(2) 面接指導の授業の1単位時間については、各学校において適切に定めることとし、計算の基礎を50分として計算するものとする。

(3) 学校設定教科に関する科目のうち、専門教科・科目以外のものについては、その添削指導の回数、面接指導の単位時間数を各学校において適切に定める。

3 総合的な学習の時間の添削指導の回数等

総合的な学習の時間については、通信制の課程においても教育課程上必置であることから、すべての生徒がその学習活動を行わなければならない。その標準単位数は3～6単位であり、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じて適切に定めるものとする。

(1) 総合的な学習の時間は、全日制及び定時制の課程と同様、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うこととする。

(2) 通信制の課程において、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることから、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定める必要がある。

4 面接指導の授業の1単位時間

面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

5 ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

計画的、継続的に行われるラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を、各教科・科目、特別活動に取り入れ、生徒が視聴し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合には、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれの10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

6 特別活動の指導時間数

通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、ホームルーム活動は集団教育の場として欠かすことのできないものである。このような特別活動の重要性にかんがみ、特別活動については、ホームルーム活動を含めて、年間指導計画に基づき、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、高等学校学習指導要領第5章第2に示されたホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

第2 修業年限、教育方法

1 修業年限

生徒の勤労形態の変化や多様な履修状況に適切に対応するために、高等学校の定時制及び通信制の課程の修業年限は3年以上となっている。生徒の努力により、学習成果に応じて3年間で卒業できるように配慮するとともに、4年以上の教育課程も編成して、地域の実情や生徒の実態等に応じて無理なく学習できるように配慮する必要がある。

2 教育方法

通信制の課程は、添削指導、面接指導及び試験により行うほか、ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用した指導方法を加えて行うことができる。なお、その際、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

第3 技能連携

生徒が、県教育委員会の指定する技能教育のための施設で教育を受けている場合は、校長は、技能教育施設の指定等に関する規則第2条（昭和37年文部省令第8号）の規定に基づき、当該施設における学習を高等学校における職業に関する教科・科目の一部の履修とみなすことができる。

第6章 単位制による課程の教育課程

第1 単位制による課程の教育課程

単位制による課程は、高等学校教育の多様化・弾力化を図り、多様な生徒の個に応じた教育課程の履修を促進し、生徒の選択の幅を拡大するという趣旨から設けたものであり、学年による教育課程の区分を設けない課程である。この課程では、各学年の課程の修了の認定を行わず、教科・科目等の単位の認定を行い、修得単位の累積加算により卒業の認定を行う。

第2 教育課程編成に当たっての配慮事項

単位制による課程の教育課程編成に当たっては、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分に考慮するとともに、次の点に配慮するものとする。

- (1) 多様な教科・科目を設け、生徒が自己の学習目的や学習条件に合わせて、年次の区分を超えて自由に教科・科目を選択して履修できるような教育課程を編成すること
- (2) 多様な教科・科目を設け、選択幅の広い教育課程を編成することから、ガイダンスの機能の一層の充実を図ること
- (3) 過去に在学した高等学校において修得した単位数を卒業に必要な単位数のうちに加えることができる

こと

- (4) 単位制による定時制の課程の年間授業日数は、埼玉県立高等学校単位制教育規程第3条に基づいて定められた休業日をもとに適切に定めること
- (5) 単位制による定時制の課程及び通信制の課程においては、定定、定通の併修により、履修の機会の拡大を図れるようにすること
- (6) 単位制による定時制の課程及び通信制の課程においては、履修形態の多様化を可能にする観点から、次のような、学校外における学修等の単位認定を進めること

ア 海外留学に係る単位認定

イ 学校間連携による単位認定

ウ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

エ 技能審査の成果の単位認定

オ ボランティア活動等の単位認定

カ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目（旧大学入学資格検定の合格科目を含む）の単位認定

キ 別科において修得した科目の単位認定

ク 技能教育施設における技能連携による単位認定

ケ 実務代替による単位認定

- (7) 定時制の課程及び通信制の課程以外の単位制の課程においても、(6)のク及びケを除く学校外の学修等について、その単位認定を活用すること

第7章 中等教育学校等における教育課程の基準

第1 中高一貫教育のねらいと実施形態、制度

1 中高一貫教育のねらい

中高一貫教育は、ゆとりある学校生活の下で、生徒の多様な個性の伸長を図ることができるなどの意義を有するものである。また、中高一貫教育は、現行の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を実現することを目指している。

2 中高一貫教育の実施形態

中高一貫教育については、生徒や保護者のニーズ等に応じて、設置者が適切に対応できるよう、次の3種類の実施形態がある。

- (1) 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの

- (2) 併設型による中高一貫教育校

地方公共団体等が中学校と高等学校を併設し、高等学校入学者選抜を行わずに、これを接続し中高一貫教育を行うもの

- (3) 連携型による中高一貫教育校

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を図るもの

3 中高一貫教育の制度

中高一貫教育の3種類の実施形態のそれぞれの制度の概要は次のとおりである。

- (1) 中等教育学校の概要

ア 中等教育学校については、学校教育法において、中高一貫教育を実施することを目的とする新しい学

校種として、中等教育学校を設ける上での、目的、目標、修業年限、前期課程と後期課程の区分等が規定されている。

イ 中等教育学校の教育課程については、前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用する。また、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校段階で選択教科をより幅広く導入できることや、前期課程と後期課程における指導の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例が設けられている。

ウ 中等教育学校への入学については、設置者の定めるところにより校長がこれを許可する。この場合、公立の中等教育学校においては、学力検査を行わない。

(2) 併設型による中高一貫教育校の概要

ア 併設型による中高一貫教育校は、学校教育法において、中等教育学校に準じて、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においても中高一貫教育を行うことができることが規定されている。

イ 併設型中学校・高等学校の教育課程については、中学校の基準及び高等学校の基準をそれぞれ適用するとともに、中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例が設けられている。

ウ 併設型中学校への入学については、設置者の定めるところにより、校長がこれを許可する。この場合、公立の併設型中学校においては、学力検査を行わない。また、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜を行わない。

(3) 連携型による中高一貫教育校の概要

ア 連携型による中高一貫教育校は、学校教育法施行規則において、中学校及び高等学校においては、高等学校又は中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該学校の設置者が設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができるとともに、当該中学校及び高等学校は、両者が連携してそれぞれの教育課程を実施することができることが規定されている。

イ 連携型中学校・高等学校の教育課程については、中学校の基準及び高等学校の基準をそれぞれ適用するとともに、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、中学校段階で選択教科をより幅広く導入できることなどを内容とする教育課程の基準の特例が設けられている。

ウ 連携型高等学校における入学者の選抜は、設置者間の協議に基づき編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

第2 中等教育学校等の教育課程の基準

中等教育学校、併設型中学校・高等学校、連携型中学校・高等学校のそれぞれの教育課程の基準については、学校教育法施行規則において定められているように、基本的には中学校及び高等学校の教育課程の基準に準じながらも、中高一貫教育の特質を生かして、一般の中学校及び高等学校以上に特色ある教育課程の編成が可能となるよう、文部省告示において、以下の表1のとおり教育課程の基準の特例が定められている。

(表1) 中等教育学校、併設型中学校・高等学校、連携型中学校・高等学校の教育課程の基準の特例

	一般の中学校、高等学校	連携型中学校・高等学校	中等教育学校、併設型中学校・高等学校
前期課程 中等教育学校 中学校及び	代替不可	必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、それを必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科のための授業時数に充てることができる。 (減ずる授業時数は、1必修教科当たり35単位時間以内)	
中等教育学校及び 高等学校及び 移行指導内容の	移行不可		① 前期課程と後期課程の内容の一部を入れ替え可 ② 前期課程の内容の一部を後期課程への移行可 ③ 後期課程の内容の一部の前期課程への移行可 (③の場合、再履修しないことが可)
後期課程 普通科における 修得単位数	20単位まで		「学校設定科目」、「学校設定教科」の修得単位数のうち、卒業に必要な修得単位数に含めることのできる上限は、次のとおりとする。 30単位まで

平成21年 5月19日

埼玉県教育委員会教育長
島村和男様

埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程検討委員会委員長
清水誠

埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程編成要領の改訂について（報告）

本検討委員会は、平成21年4月14日から標記のことについて検討してまいりましたが、下記のような結論を得ましたので報告いたします。

記

本県の高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における教育課程編成要領については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法に定める教育の目的と理念及び学校教育法に定める高等学校及び特別支援教育の目標や学校の目的に沿い、平成21年3月9日に文部科学省が告示した教育課程の基準等に基づき、学校、幼児児童生徒及び地域の実態に応じた教育課程が編成できるよう改訂することが重要である。

このため、本検討委員会は、次に示す1の「本県における学校教育の現状と課題」を踏まえ、2の「埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程編成要領の改訂について」に示す方向で進めることが望ましいと考えた。

1 本県における学校教育の現状と課題

教育は、人格の完成を目指し、幸福な生涯を実現するうえで不可欠のものであり、同時に、将来の社会を担う人間を育成するという使命を担う大切な営みである。これからの活力ある豊かな社会づくりは、社会の構成員として自立しながら、他人と協調しつつ、その生涯を切り拓いていくことのできる人間をいかに育てるかにかかっており、教育の果たすべき役割は極めて大きいものがある。

本県では、これまで「彩の国教育改革会議」の提言を受けて策定した「教育改革アクションプラン」や、毎年度の教育方針を定めた「教育行政重点施策」をもとに、教育行政を総合的に推進してきた。また、各学校においては、家庭や地域社会との連携を図りながら、特色ある教育活動を展開し、児童生徒の「生きる力」の育成に努めてきた。

しかしながら、少子高齢化や高度情報化、グローバル化が急速に進み、核家族化や都市化の一層の進行により、個人の生活と地域社会との結び付きが弱まるなど、生活環境が大きく変化してきている中、教育そのものが抱える多くの課題が指摘されている。基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下などの子どもの育ちの変化とともに、学力低下の懸念や体力の長期的低下・停滞傾向、いじめ、不登校、高校中途退学、非行や自他の生命を軽んじる問題行動等が指摘されるなど、その解決が強く求められている。また、特別支援教育の推進のための学校教育法等が一部改正される中、通常の学級に在籍している発達障害等のある幼児児童生徒への対応も課題となっている。

このような中、本県では、平成21年1月に「生きる力ときずな絆の埼玉教育プラン（埼玉県教育振興基本計画）」を策定し、「確かな学力と自立する力の育成」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「質の高い学校教育の推進」などの教育行政の5つの基本目標を示したところである。

今後は、さらに、確かな学力や豊かな心、健やかな体など、21世紀を担うたくましく心豊かな幼児児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、絆を深める教育を一層力強く推進していく必要がある。

その際、各学校においては、改正教育基本法等を踏まえた新しい高等学校、特別支援学校学習指導要領のねらいを十分踏まえ、創意工夫を生かした教育活動全体の中で、幼児児童生徒一人一人の発達の段階に応じた指導を展開するとともに、障害への正しい理解などノーマライゼーションの理念に基づく教育や、自他の生命を大切にしたい教育の推進を図ることが求められる。

2 埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程編成要領の改訂について

埼玉県教育課程編成要領の改訂に当たり、新しい高等学校、特別支援学校学習指導要領の改訂の基本的な考え方を受け、本県の学校教育の現状を踏まえ、教育課程編成要領改訂の基本方針及び基本的な事項等を次のように定めた。

なお、特別支援学校幼稚部、小・中学部については、平成20年7月25日に報告した、「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）」に準ずるものとする。

(1) 基本方針について

「教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、『生きる力』を育成する」

基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、豊かな心や健やかな体を育成する観点を踏まえ、改訂に当たっての基本的な事項について具体的に示し、各学校の円滑な教育課程の編成・実施に資する。

(2) 基本的な事項について

ア 特色ある教育課程の編成

教育課程の基準として示された高等学校、特別支援学校学習指導要領に基づき、地域や学校の実態や課程、学科の特色及び生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成を促すよう具体的に示す。

イ 確かな学力の定着を図る指導の充実

生徒の確かな学力の定着を図るため、教科・科目の共通性と多様性のバランスを重視し、職業観、勤労観をはぐくむキャリア教育の観点から、学んだことが実社会に出たときに役立つという意識を高め、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を促す指導の充実を図ることができるよう具体的に示す。

ウ 豊かな心をはぐくむ道德教育の充実

学校における道德教育については、教育活動全体を通じて行うとともに、発達の段階を考慮して適切に指導するものであり、教師と生徒及び生徒相互の人間関係や自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図ることができるよう具体的に示す。さらに、ボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、法やきまりの遵守、自他の生命の尊重、規律ある生活習慣などを含め、生徒の内面に根ざした道德性の育成を図ることができるよう具体的に示す。

エ 健やかな体をはぐくむ体育・健康に関する指導の充実

学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科及び特別活動などにおいても、それぞれの特質に応じて適切に行うことができるよう具体的に示す。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことができるよう具体的に示す。

オ 特別支援教育の推進と障害のある生徒への配慮

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進し、交流及び共同学習の充実を図ることができるよう具体的に示す。また、障害のある生徒への適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備や関係学校・機関と連携した指導の充実を図るなど、学校全体で組織的、計画的に取り組むことができるよう具体的に示す。

カ 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

特別支援学校中学部と高等部または高等学校及び、中学校と高等学校との接続を円滑なものとするため、それぞれの学校段階ごとの特質や留意事項等に配慮した教育課程を組むことによって、相互理解を深め、連

携・協力ができるよう具体的に示す。

キ 学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進

学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図るため、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携や地域の教育力の活用など、学校・家庭・地域が一体となって生徒の育成に取り組むことができるよう具体的に示す。

(3) 教育内容に関する主な改善事項について

ア 言語活動の充実

言語は、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であり、国語科を中核として、各教科等における記録、説明、論述、討論などの学習活動の充実を図ることができるよう具体的な内容を示す。

イ 理数教育の充実

学術研究が進展し、科学技術の世界的な競争が激化する中で、理数教育の充実を図るため、国際的な通用性、内容の系統性、小・中・高等学校等での学習の円滑な接続を踏まえて充実された指導内容の確実な習得を目指し、適切な指導計画を立てることができるよう具体的な内容を示す。

ウ 伝統や文化に関する教育の充実

地域社会の発展を支え、また国際社会において活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育が充実できるよう具体的な内容を示す。

エ 体験活動の充実

生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、その発達の段階に応じ、地域や社会との交流、自然体験活動、就業体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動などの体験活動を重点的に推進することができるよう具体的な内容を示す。

オ 外国語教育の充実

中学校における学習の基礎の上に、語彙数を増やし、コミュニケーションを図る活動の中で生徒が自らの考えなどについて、内容的にまとまりのある発信ができるようになることを目指し、聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動の充実を図ることができるよう具体的な内容を示す。

カ 社会の変化に対応する教育の推進・充実

情報教育、環境教育、ものづくり、キャリア教育、食育、安全教育等を推進するに当たっては、関連の深い特定の教科等を中心に指導の充実を図るとともに、教科等を横断して指導することができるよう具体的な内容を示す。

キ 一人一人に応じた指導の充実

特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実させるため、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用、自立活動の充実等を図ることができるよう具体的な内容を示す。

ク 職業に関する教育の充実

職業に関する教科・科目の中で、職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮など、将来のスペシャリストや地域産業を担う人材、人間性豊かな職業人を育成することができるよう、具体的な内容を示す。